

新分割出願制度に関する提言

——フロントランナーの保護，制度の国際調和の観点を中心に——

特許第1委員会
第1小委員会*

抄 録 知的財産立国に向けた取り組みの中で，迅速・的確な特許審査の実現，出願人のニーズに応じた柔軟な特許審査の推進のために，産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会内の特許戦略ワーキンググループにて，分割出願制度とこれに密接に関連する補正制度の在り方について，集中的に審議され報告されている。本稿では，この報告書の結論も加味しながら，現行の分割出願制度の現状，その活用方法，諸外国との比較について紹介した上で，主にフロントランナー保護および制度の国際調和の観点から現行の分割出願制度の問題点を抽出し，各種の提言を行う。

目 次

1. はじめに
2. 分割出願制度の現状
 2. 1 分割出願の利用状況
 2. 2 特許法の改正・審査基準の改訂の変遷
 2. 3 主要国の現行制度（対比）
 2. 4 最近の分割出願の実態分析
3. 現行の分割出願制度の活用方法
 3. 1 拒絶理由通知に対する対応
 3. 2 戦略的な活用
4. 現行の分割出願制度の問題点
 4. 1 時期に関する問題点
 4. 2 新規事項の追加に関する問題点
 4. 3 同一発明の分割出願に関する問題点
5. 提 言
 5. 1 フロントランナーの保護と第三者の公平性
 5. 2 実質同一発明の分割出願の許容性
 5. 3 重複放棄宣言制度の提案
 5. 4 制度の国際調和の観点からの提言
 5. 5 分割出願の審査手法に関する提言
6. おわりに

1. はじめに

最近，「知的財産推進計画2004」の策定など知的財産立国に向けた取り組みが精力的に行わ

れてきている。その中でも，「世界最高水準の迅速・的確な特許審査」の実現，「出願人のニーズに応じた柔軟な特許審査」の推進のために，産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会の下に特許戦略計画関連問題ワーキンググループ（以下，「特許戦略WG」という。）を設置し，平成15年9月から12月にかけて，迅速・的確な特許審査の実現に向けた集中的な審議が行われた¹⁾。その後も，分割出願制度とこれに密接に関連する補正制度の在り方とについても検討が続けられ，①フロントランナーの戦略的，多面的な権利取得支援，②制度の国際調和，③権利取得に係る出願人および特許庁の負担軽減，④出願人間における取り扱いの公平性等の観点から多面的な検討を行い，「補正制度及び分割出願制度の見直しの方向性について」と題した報告書が平成16年10月に公表された²⁾。

しかしながら，真の意味における知的財産立国の実現を図るためには，フロントランナーの保護強化と制度の国際調和とが，とりわけ重要

* 2004年度 The First Subcommittee, The First Patent Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

視されなければならない、またこれらの制度を広く利用しているユーザー（企業）の立場からみると、より一層の議論がなされる必要があると考える。

そこで、2004年度特許第1委員会第1小委員会は、同報告書の内容をさらに拡張発展させ、①基本発明を創造しやすく、かつ、基本特許を取得しやすくすることが可能であり、②国内のみでなく国境を越えたグローバルなビジネスを展開している最近の企業の動きにも迅速かつ的確に対応することが可能な、新たな分割出願制度の仕組み、あるべき姿について検討を行った。加えて、ユーザー（企業）の立場から、現行の分割出願制度の現状を認識するとともに、分割出願の活用方法および現行制度の問題点について多面的な観点から分析し、議論検討を行った。

本稿は、現行の分割出願制度の現状、その活用方法、問題点を紹介した上で、各種の提言を行う。

本稿は、2004年度特許第1委員会第1小委員会のメンバーである、木村勇一（愛知機械工業）、小松正文（JFEスチール）、如見雅夫（本田技研工業）、鈴木徳之（日立建機）、豊田義元（日本電信電話）、中畷裕司（チッソ）、中村敏夫（田辺製薬）、諏訪典広（日産化学工業）、村田嘉行（カシオ計算機・小委員長）および大橋恵子（旭硝子・小委員長補佐）が担当した。

2. 分割出願制度の現状

2.1 分割出願の利用状況

図1に平成10（1998）年から平成15（2003）年までの各年度における日本および米国の分割出願件数（棒グラフ）、総出願件数に対する分割出願件数の割合（折れ線グラフ）を示す。日本における分割出願件数と総出願件数に対する分割出願の割合は、ともにこの6年間で倍増している。米国においては分割出願が多く利用さ

れているが、日本においても、分割出願制度の有効性が認識されたのか、最近活発に利用されるようになってきているといえる。

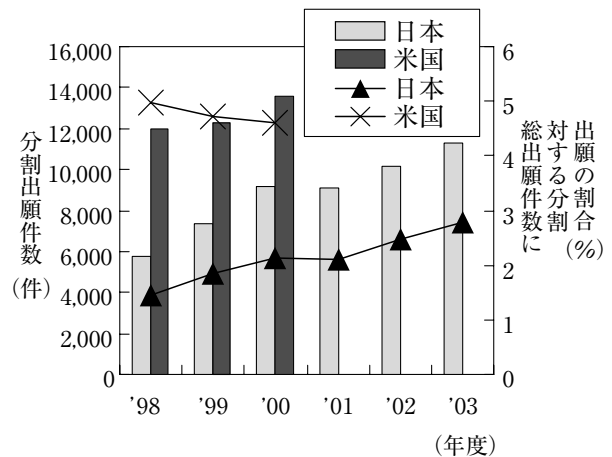


図1 分割出願件数と割合（日，米）

2.2 特許法の改正・審査基準の改訂の変遷

表1に分割出願に関する特許法の改正・審査基準の改訂の変遷を示す。

分割出願に関する「特許法」の規定は大正10年法（旧法）の時代から存在する。昭和34年法（新法）の時代まで分割出願の時期的な制限はなかったが、昭和45年の一部改正法で、時期的な制限が加わり、それが平成6年の一部改正法で幾分緩和された。一方、分割出願に関する「審査基準」は昭和52年に最初の審査基準が公表された³⁾。その後、昭和58年の「改訂版」で同一発明の分割出願は分割要件違反として禁止されたが⁴⁾、平成7年4月の「補充版」で同一発明はダブルパテント禁止に関する第39条違反として禁止されることになった^{5)~10)}。

2.3 主要国の現行制度（対比）

表2に、日本・米国・欧州特許庁（EP）とその他4カ国（中国・韓国・フランス・ドイツ）との主要国の分割出願制度について比較検討した結果（観点；関連条文，特許査定の前後にお

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表1 特許法の改正・審査基準の改訂の変遷

年月	特許法（主な内容）	審査基準（主な内容）	
大10（旧法）	第9条：分割の時期的制限なし（注1）		
昭34（新法）	第44条	—	
昭45（改正）	時期的制限を付加（注2）	—	
昭52（改訂）		最初の審査基準 （一般審査基準）	
昭58.5（改訂）		改訂版	同一発明の分割禁止
平6（改正）	時期的制限の幾分緩和（第17条の2）		
平7.4（改訂）		補充版	同一発明の39条適用

（注1）二以上ノ発明ヲ包含スル特許出願ヲ二以上ノ出願ト為シタルトキハ…看做ス。

（注2）特許出願人は、…補正することができる時又は期間内に限り、二以上の発明を包含する特許出願の一部を二以上の出願とすることができる。

表2 主要国の分割出願制度比較

対象国	関連条文	親出願の特許査定（許可通知）前			親出願の特許査定（許可通知）後		同一発明 分割許容
		可否	時期的制限	分割可能時期	可否	分割可能時期	
日本	44条, 17の2	○	有	補正可能な期間内	×	特許査定謄本送達迄	×
韓国	52条						
米国	120条, 121条, 規則1.53 (b)	○	無	特許庁に係属している期間中	○	特許公報発行迄	×
欧州	76条, 規則25 (1) (注1)						×
中国	42条					×	
仏	612条の4 (規則612条33-35)						
独	39条, 60条		特許付与の通知を受領した日から2ヶ月以内迄	×			
			特許明細書の付与と印刷の各手数料納付迄				
			特許公報発行迄。登録後異議があれば、その終了迄				

（注1）規則25(1)：出願人は係属している先の欧州特許出願の分割出願を提出することができる（2002年1月改正）。

（注2）ターミナルディスクレーム（期間的権利放棄）にて、一方の特許権の存続期間の一部放棄をすることにより、二つの特許の存続期間の終期を一致させればダブルパテントによる拒絶を免れる。

（注3）実質同一の判断において、一方の出願にてそれ自体の主題を他方の出願の主題と組み合わせることでクレームすることができる。

ける分割出願の可否と分割可能な時期および実質同一発明の分割出願の許容性を示す。

親出願の登録査定（許可通知）前と登録査定（許可通知）後の分割出願の可能時期をみると、日本、韓国は登録査定前の場合には補正可能な期間内のみ分割出願が可能であり、時期的な制限がある。また、特許査定後（特許査定謄本送達後）は分割出願をすることができない。これに

対して、他の国々（米国・EP・中国・フランス・ドイツ）は、若干の制度上の相違はあるが、特許査定前の場合には親出願が特許庁に係属している期間内であればいつでも分割出願が可能であり、時期的な制限はない。また、特許査定後も分割出願が可能である^{11)~14)}。したがって、日本は、韓国を除くと、他の国々に比べ分割出願に対する制度上の自由度が低く、改善の必要性

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

が高いことがわかる。

次に、実質同一発明についての分割出願の許容性について比較すると、日本・EP・中国・韓国・フランス・ドイツの場合、実質同一の発明についての分割出願は認められていない（ただし、EPでは、一方の出願にて、それ自体の主題を他方の出願の主題と組み合わせてクレームする場合、実質同一の発明が認められているので、このような場合には分割出願が可能となる）。これに対して米国の場合、ターミナルディスクレーム（期間的権利放棄：Terminal Disclaimer）制度（35USC第253条）を利用し特許権の存続期間の一部を放棄することにより、自明性型同一発明による拒絶を回避することが可能であり、実質同一の発明であっても先の出願と後の出願との間で隙間のない権利の取得を図ることが可能となる。

2. 4 最近の分割出願の実態分析

表3、4に、平成10(1998)年から平成16(2004)年までの7年間に公開された分割出願件数について、①出願人別上位企業（表3）、②筆頭IPC分類別上位技術分野（表4）を示す。

表3における分割出願件数の出願人別上位企業をみると、業種として総合電機・情報機器系の企業が上位を占めていることがわかり、また、総出願件数に対する分割出願の分割比率をみると、遊技機・農業機械系の企業が上位を占めていることがわかる。

表4における筆頭IPC分類別上位技術分野をみると、遊技関連、半導体装置関連、情報記憶関連、画像通信関連、デジタル処理関連、光学装置関連、微生物関連、電子写真関連など、成長産業に関連した技術分野が上位を占めていることがわかる。

3. 現行の分割出願制度の活用方法

現行の分割出願制度の活用方法についてみた

表3 出願人別上位企業

業種	筆頭出願人名	分割件数	公開件数	分割比率
総合電機	日立製作所	3,956	54,959	7%
総合電機	松下電器産業	3,644	88,490	4%
情報機器	セイコーエプソン	2,581	30,512	8%
総合電機	東芝	1,670	56,885	3%
総合電機	ソニー	1,483	53,826	3%
情報機器	キヤノン	1,248	67,637	2%
遊技機	三洋物産	1,055	2,487	42%
総合電機	三菱電機	1,024	41,461	2%
情報機器	富士通	997	24,725	4%
半導体関連	半導体エネルギー研究所	974	2,657	37%
総合電機	シャープ	973	27,502	4%
遊技機	三共	874	4,431	20%
精密機械	オリンパス（光学工業）	864	14,627	6%
情報機器	リコー	856	41,759	2%
総合電機	三洋電機	829	29,449	3%
総合電機	日本ビクター	781	7,137	11%
総合電機	日本電気	660	40,008	2%
農業機械	井関農機	614	4,905	13%
農業機械	ヤンマー農機	530	3,390	16%

表4 筆頭IPC分類別上位技術分野

筆頭IPC	技術分野	分割件数	公開件数	分割比率
A63F	遊技関連	5,229	38,167	14%
H01L	半導体装置	4,373	125,721	3%
G11B	情報記憶	3,563	62,282	6%
H04N	画像通信	3,277	87,237	4%
G06F	デジタル処理	3,098	147,683	2%
G02F	光学装置	1,530	26,372	6%
C12N	微生物	1,291	22,543	6%
G03G	電子写真	1,155	51,598	2%
A61K	医薬	1,097	38,826	3%

場合、拒絶理由通知への対応と、積極的な理由による戦略的な活用とに大別される。

3. 1 拒絶理由通知に対する対応

(1) 単一性違反（37条）への対応

出願の単一性を満たさないために特許法第37条違反を理由とする拒絶理由通知を受けた場合、拒絶理由の回避策として分割出願が利用される。同様に、出願当初は出願の単一性を満た

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

していても、新規性、進歩性違反などの主に特許法第29条違反を理由とする拒絶理由通知に対応した補正の結果、出願の単一性を満たさなくなった場合にも、分割出願が利用される。

最近、出願審査の厳格な運用により、特許法第37条違反の拒絶理由通知が増加傾向にあり、これに伴う対応策としての分割出願も増加傾向にある。

(2) 特許性の高い発明の切り離し (29条)

出願の単一性を満たしていても、新規性や進歩性など特許法第29条違反の拒絶理由を受けた場合に、特許を受けられる可能性が比較的高い発明と比較的低い発明とを分割出願により切り離すことで、全発明についての拒絶を防ぐときにも分割出願が利用される。具体的には例えば(A)～(C)の方法が利用される。

(A) 親出願では比較的特許性の高い発明に限定して早期権利化を図りつつ、分割出願にてさらに広い範囲の発明について権利化を図る。

(B) (A)とは逆に、親出願では広い範囲の発明について権利化を図りつつ、分割出願にて比較的特許性の高い発明に限定して権利化を図る。

(C) 化学分野においてしばしば利用される方法であるが、(A)の場合において、特許法第39条のダブルパテント禁止に関する拒絶理由を回避するために、分割出願のクレーム範囲から親出願のクレーム範囲のみを除くいわゆる「除くクレーム」を活用する。この手法を活用すれば、親出願のクレームと分割出願のクレームとの間に隙間が生じず、漏れのない包括的な権利取得が可能となる。

(3) 補正の制限への対応 (17条の2)

最後の拒絶理由通知時、および拒絶査定不服審判請求時の補正の内容は非常に限定される(特許法第17条の2第4項)。もともと目指して

いた特許化に必要な補正に係る制限により行えず権利化が行き詰まった場合、または、戦略的理由等により発明の範囲を拡張または変更したい場合には、係る制限を受けないで権利化を続行するために、分割出願が利用される。

3. 2 戦略的な活用

(1) 多面的保護目的 (特許網構築目的)

次に、発明の多面的保護および特許網構築を目的として、戦略的に分割出願を活用する方法について紹介する。

(A) 広いクレーム範囲の出願において、複数の他社に権利譲渡・ライセンスが見込まれる場合、1社ごとに権利譲渡・ライセンスできるように分割出願を行い、複数の特許を取得する方法がある。この手法を活用すれば、仮に1件の親出願に係る特許について他社から無効審判請求がなされても、他の分割出願に係る特許に対する無効審判請求の直接的な影響を避けられる場合があり、他の分割出願に係る特許を引き続き維持することが可能となる。

(B) 他社へ権利行使を行う場合、一つの特許では、相手先の製品と構成の一部が相違し、または権利解釈が相違した結果、相手に非侵害の主張をされ、議論が平行線になり、訴訟等を提起しない限り結論を出せない状態に陥ることがある。このような場合、事前に複数の特許があれば他の特許にてさらに議論が進められるので、交渉前のターゲットを決めた時点で一つの出願から多面的な観点(カテゴリー、機能、周辺の構造等)で可能な限り分割出願を行い、特許件数を確保する方法がある。これにより他社製品を複数の特許で包囲し、交渉を優位に運ぶことが可能となる。

(C) 出願当初は権利取得の必要性がなかった発明、または出願当初は権利取得を考慮しておらず特許請求の範囲に記載しなかった発明でも、後日、他社の製品動向や他社製品の出現に

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

より発明の評価が変わることがある。このような場合に備え、出願当初の明細書などに記載されている発明を抜き出して事前に分割出願を行う方法がある。

(D) 物質の製法に特徴のある発明に係る出願において、複数の中間体をそれぞれ分割出願し、それら中間体を別々の特許として取得する方法がある。この方法によれば、第三者が当該物質の製法を迂回しようとしても、これらの中間体を使用して製造する限り、特許権者は侵害排除を訴求することが可能となる。

(2) 特許件数の確保

上述の(C)で挙げた例以外にも、さまざまな活用を目的として特許件数を確保するために分割出願する場合がある。以下にいくつか具体的方法を紹介する。

まず、親出願にて上位概念の発明についての特許を確保しつつ、第三者の製品の市場参入の動向をみながら実施態様(下位概念)の発明を分割出願し、特許件数を確保する方法がある。ただしこの場合、親出願の出願時に幅広く実施態様を記載しておくことが必要となる。

次に、上位概念出願に下位概念(周辺・改良特許)の発明が包括的に含まれるように出願しておき、第三者が市場参入した時点で優位な条件で特許ライセンス(クロスライセンス)交渉を進めるために、分割出願を行い、特許ライセンスの対象となる特許の件数を確保する方法がある。

また、競合する技術領域における優位性を確保できる技術要素について集中的に出願を行い、その後、実施時期の見通しが立った時点でその競合する技術要素について優位な条件にて競合他社へ特許ライセンス(クロスライセンス)交渉を進めるために、分割出願を行い、特許の件数を確保する方法もある。

さらに、複数の特許権者(ライセンサー)が

それぞれ保有する特許権を一定の管理組織にプールしておき、この管理組織を通じて、各構成員(ライセンサー)へライセンス供与させるパテントプールと呼ばれている動きに対応し、特許の件数を確保するために分割出願を行う方法もある。この方法によれば、特許の件数に応じて決まるロイヤルティ配分を多く取得することが可能となる。

(3) 出願係属目的

出願を特許庁に係属させることを目的としても、分割出願を利用することができる。例えば、親出願の拒絶査定や拒絶審決に備えて事前に分割出願を行う、さらにこのような分割出願を繰り返すことにより、拒絶が確定することを回避する方法である。このように出願を特許庁に係属させておけば、親出願後における他社製品の動向をみて、その他社製品をカバーする特許を取得することが可能となる。また、拒絶審決がなされた場合、出願人は高裁に出訴できるが、クレーム補正の機会是与えられず、かつ訴訟費用は高額である。そこで、事前に分割出願を行い特許庁に係属させておけば、このような問題を回避することが可能となる。

(4) 医薬分野などにおける親出願の特許存続期間延長の取得目的

医薬の分野では、最長の5年間の特許存続期間延長を得るためには、医薬品の製造販売承認の5年前まで特許登録しておく必要がある(特許法第67条第2項)。このことに鑑みて、広いクレームのままでは5年前までに特許化できないと思われる場合、クレーム範囲を承認医薬品のみに限定して早期に権利化を図り、それを除く広いクレームの範囲について他社牽制のために分割出願を行い、じっくりと特許化を図るといった戦略を取ることができる。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(5) 共同出願した発明を出願人で分けるための対応

複数の企業が共同で発明を完成させ、共同で出願をする場合において、企業ごとに取得したい権利（カテゴリー等）が異なることがある。しかし、各企業が異なる日に別々に出願を行うと、後願に係る発明が、先願に記載された発明と同一であると認定され、後願が拒絶されるおそれが生ずる（特許法第29条の2）。このような問題を未然に防止するために、同一の発明を含むと考えられ、発明者同一の立証が容易でない場合には、まず共同で出願を行い、その後に、共有とする発明と共有としない発明とに分かれるように分割出願を行い、さらに名義変更を行うことで、権利を明確に分けることができる。

4. 現行の分割出願制度の問題点

4. 1 時期に関する問題点

(1) 拒絶査定後の分割出願

拒絶査定不服の審判請求時における補正可能な範囲は、特許請求の範囲の限定的な減縮等に制限されているため（特許法第17条の2第4項）、特許請求の範囲を拡張または変更するためには、一旦、分割出願をしなければならない。現行の分割出願制度の場合、分割出願の時的要件として「願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる期間内（特許法第44条）」とされている。そのため、出願が拒絶査定を受けた後に分割出願をしようとする、一旦、拒絶査定不服審判の請求を行い、補正の機会を確保しなければならない。

すなわち、補正の制限を回避する目的や、出願を係属させる目的で分割出願を行いたい場合でも、分割出願のためだけに審判請求を行う必要があり、出願人の負担となっているという問題点がある。また、2. 3章で述べた国際調和

に関する問題点もある。

(2) 特許査定後の分割出願

現行の分割出願制度では、特許査定後の分割出願が認められていないため、拒絶理由が通知されずに特許査定がなされてしまうと、クレーム範囲の補正や分割出願の機会を逸してしまい、必要な権利範囲をさまざまな角度からの見直しができず、発明の多面的な保護に不十分である。このような不都合を避けるためには、審査請求時に分割出願をする、あえて拒絶理由が通知されるようなダミークレームを入れるなど、出願人側で手当する必要があるという問題点がある。また、2. 3章で述べた国際調和に関する問題点もある。

(3) 拒絶審決後の分割出願

現行の分割出願制度では、拒絶審決後の分割出願が認められていないため、拒絶審決がなされた場合には、事前に分割出願をしていなければ出願人は高裁に出訴するしか対抗手段がない。しかしながら、出訴する場合にはクレーム補正の機会が与えられておらず、かつ訴訟費用が高額となるため、殆どの出願は拒絶審決に服さざるを得ないという問題点がある。

一方、拒絶審決後の分割出願を認めてしまうと、現状では審判における審理に長期間を要しているため、第三者の監視負担が著しく増大するおそれがあるという問題点もある。

4. 2 新規事項の追加に関する問題点

(1) 新規事項の追加

発明について出願した後に、さらに改良し続け、当該出願から1年以上経過した後に、本当の意味で発明が完成されることや、改良発明が生み出されることがある。特に最先端の研究分野には、このようなことが多いと予想される。

しかしながら、日本の国内優先権制度では、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

新規事項を追加できる期間が最初の出願の出願日から1年以上という制限があるため、1年以上経過した改良発明等には、国内優先権制度を利用することができない¹⁵⁾。また、現行の分割出願制度では、新規事項の追加が認められていないため、発明を十分に保護できないという問題点がある。

(2) CIP制度の長所、短所とCIP類似制度を日本に導入した場合の問題点

米国には、継続出願 (CA)、分割出願 (DA)、一部継続出願 (CIP)、継続審査請求 (RCE) 等、先の出願後、継続して権利を取得することができる制度がある¹²⁾。この中で、一部継続出願 (Continuation-In-Part Application : CIP) 制度は、親出願に新規事項を追加することが認められている点で、日本の国内優先権出願に類似した制度である。しかし、日本の国内優先権制度とは異なり、新規事項を追加できる時期的制限がないため、効果の記載の追加、実施例の記載の追加、改良発明の追加等がいつでも行うことができる制度となっている¹⁶⁾。このように、CIP制度は、日本の国内優先権制度と比べて、発明をより広く保護することに適していると考えられる。

しかしながら、CIP制度は他の主要国にはない米国特有の制度であることから、制度の国際調和の観点で好ましくないという意見もある。さらに、CIP制度では、CIP出願後にも親出願も残すことができるため、新規事項が追加された多数のCIP出願がなされると、関連する複数の発明について審査をする必要が生じ、特許庁において審査の負担となる。また、CIP出願において新たに目的や効果等を追加した場合、その発明に係る権利解釈について、第三者の監視負担が増加することにもなる。このように、CIP類似制度を日本に導入した場合は、特許権者の保護は厚くなくても、第三者にも特許庁に

も負担が生じることが予想される。

(3) 米国CIP制度に関するアンケート調査結果

本小委員会は、CIP制度について実際に日本の企業の知財担当者がどう感じているか生の声を聞く必要があると考え、米国のCIP制度の利用状況について、アンケート調査を実施した。調査対象は、日本知的財産協会の特許第1、第2の各委員会に所属する企業のべ103社であり、65件の回答を得た。これらは回答者個人の見解、理解、判断による回答であり、具体的案件に関するアンケート回答結果 (図3～図5) は、各企業が自社CIP出願の中から任意に選んだ1件についての回答結果であることに注意されたい。

アンケートの回答結果のうち、代表的な回答結果について以下に紹介する。

図2に、親出願後に当該親出願からCIP出願を行うまでの期間はどの程度の期間かという質問に対する回答結果を示す。米国への親出願後1年～1.5年までの期間内にCIP出願を行うのが最も多く (13件)、2年半までに約80% (38件) のCIP出願が行われている。その後は徐々に減少し、4年を超えるCIP出願は2件と少ない。米国出願後、早い期間内にCIP出願を行っている傾向を読み取ることができる。

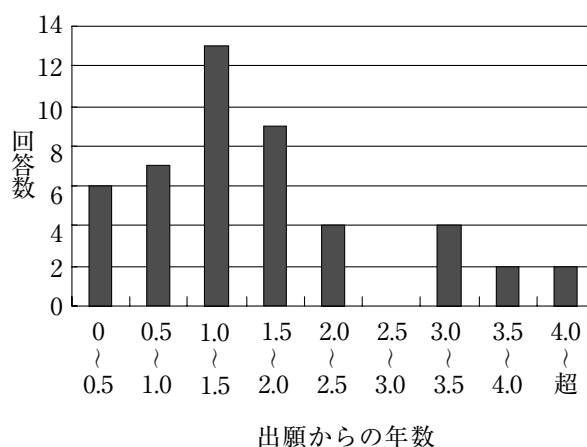


図2 親出願からCIP出願までの期間

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

図3に、CIP出願を行う具体的な目的は何かという質問に対する回答結果を示す。CIP出願を行う目的として、記載不備の解消、改良発明の追加などさまざまな理由が考えられるが、改良発明の追加を目的とするCIP出願が最も多く（E：24件）、記載不備の解消（A：11件）、実施例の追加（C：9件）、効果の記載補充（B：7件）がこれに続いて多いことがわかる。

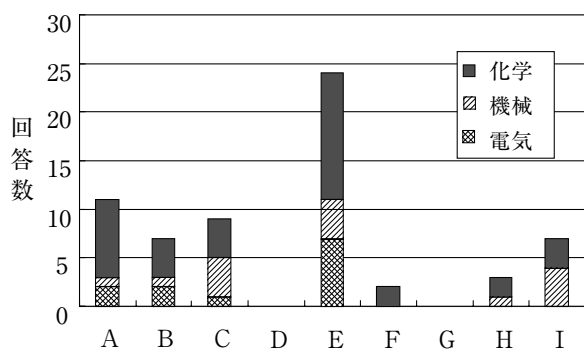


図3 CIP出願を行う具体的な目的

(A：記載不備の解消，B：非自明の拒絶理由解消のため効果を記載，C：非自明の拒絶理由解消のため実施例追加，D：拒絶理由通知で指摘のダブルパテントの解消，E：改良発明の追加，F：複数出願の統合，G：自発的に公知例に気づき対応，H：分割または継続出願のついで，I：その他)

図4に、親出願に係る権利またはCIP出願に係る権利に基づき他社から権利行使を受けたことがあるかという質問に対する回答結果を示す。親出願に係る権利のみに基づき他社から権利行使を受けたが3件、CIP出願に係る権利に基づき他社から権利行使を受けたが4件、両方の権利に基づき他社から権利行使を受けたが4件であった。合計11件の24%がいずれかの権利に基づき権利行使を他社から受けていることがわかる。ここでは図示していないが、逆に、CIP出願を行った後、CIP出願または親出願に係る権利に基づいて他社へ権利行使を行ったか、今後行う予定があるかという質問に対する回答を求めたところ、他社への権利行使は行っ

ていない、今後予定もないという回答結果が多かった。

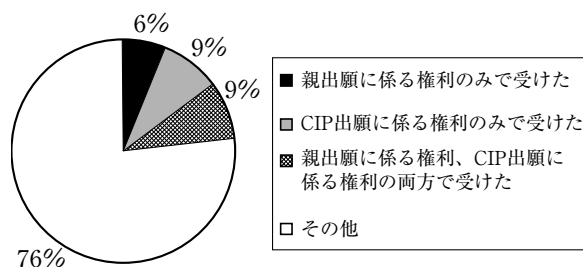


図4 他社からのCIP出願または親出願に係る権利による権利行使

図5に、CIP制度の日本への導入が必要か否かという質問に対する回答結果を示す。CIP制度の導入に肯定的な回答（「必要」「あってもよい」）が約31%の19件であり、否定的な回答（「なくともよい」「ないほうがよい」）が約66%の40件であった。日本にCIP制度を導入することには、肯定的な回答よりも否定的な回答の方が多いことがわかる。

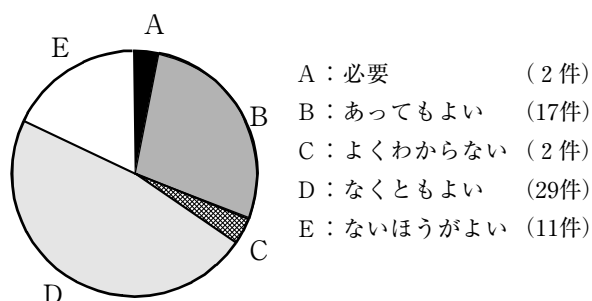


図5 CIP制度の日本への導入の必要性

4.3 同一発明の分割出願に関する問題点

分割出願の形態を分類すると、表5に示すように、「分割出願発明と親出願発明とが完全同一」、「クレームの拡大」、「クレームの減縮」および「クレームの変更」に大別することができる。この場合、下記①～④のような分割出願に係る発明と親出願に係る発明とが完全同一(④)または実質同一(①～③)の場合は、特許法第39条第2項の規定違反で拒絶となる。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表5 同一発明についての分割出願の可能化

No	現行制度				同一発明の分割可能化について			
	分割出願				第39条第2項の適用* ○：適用 ×：適用されない	出願人（権利者）の立場からのコメント	第三者の立場からのコメント	
	分割出願の内容		具体例					
		親出願のクレーム	分割出願のクレーム					
1	親出願発明と完全同一		鋼板をNaOH水溶液に浸漬後、500℃以上で熱処理する表面処理鋼板の製造方法	同左	○ (完全同一)		完全なダブルパテント	
2	クレームの拡大	上位概念化	鋼板をNaOH水溶液に浸漬後、500℃以上で熱処理する表面処理鋼板の製造方法	鋼板をアルカリ水溶液に浸漬後、500℃以上で熱処理する表面処理鋼板の製造方法	×	権利範囲の拡大		
3		発明特定事項の削除	周知、慣用事項（新たな効果なし）の削除	鋼板をNaOH水溶液に浸漬後、500℃以上で熱処理して、さらに○○処理（○○は周知技術であり、新たな効果なし）をする表面処理鋼板の製造方法	鋼板をNaOH水溶液に浸漬後、500℃以上で熱処理する表面処理鋼板の製造方法	○ (実質同一)	権利範囲の拡大	両発明の区別不可（ダブルパテント）
4	クレームの減縮	発明特定事項の限定		鋼板をNaOH水溶液に浸漬後、500℃以上で熱処理する表面処理鋼板の製造方法	1%以上のSiを含有する鋼板をNaOH水溶液に浸漬後、500℃以上で熱処理する表面	×	権利数の増加 権利範囲の明確化	
5		発明特定事項の追加	周知、慣用事項（新たな効果なし）の追加	鋼板をNaOH水溶液に浸漬後、500℃以上で熱処理する表面処理鋼板の製造方法	鋼板をNaOH水溶液に浸漬後、500℃以上で熱処理して、さらに○○処理（○○は周知技術であり、新たな効果なし）をする表面処理鋼板の製造方法	○ (実質同一)	権利数の増加 権利範囲の明確化	両発明の区別不可（ダブルパテント）
6		特徴のある事項の追加		鋼板をNaOH水溶液に浸漬後、500℃以上で熱処理する表面処理鋼板の製造方法	鋼板をNaOH水溶液に浸漬後、500℃以上で熱処理して、さらに××処理（特徴のある処理）をする表面処理鋼板の製造方法	×	権利数の増加 権利範囲の明確化	
7	クレームの変更	カテゴリーの追加	単なる表現の変更	「製造方法クレーム」 鋼板をNaOH水溶液に浸漬後、500℃以上で熱処理する表面処理鋼板の製造方法	「物クレーム」の追加 鋼板をNaOH水溶液に浸漬後、500℃以上で熱処理してなる表面処理鋼板	○ (実質同一)	権利範囲の拡大、変更	親出願：実質的に「物」としての開示なし
8		実質的な内容の追加		「製造方法クレーム」 鋼板をNiメッキした後、○○℃以上で熱処理する表面処理鋼板の製造方法	「物クレーム」の追加 鋼板の表面にNiFe合金層を介してNiメッキ層を有する表面処理鋼板	×	権利範囲の拡大、変更	

*特許法第39条審査基準（3. 請求項に係る発明が同一か否かの判断の手法）

- ① 分割出願が、新たな効果を有しない周知、慣用事項の削除の場合（No.3）
- ② 分割出願が、新たな効果を有しない周知、慣用事項の追加の場合（No.5）
- ③ 分割出願と親出願が、単にカテゴリー表現上の差異であり、例えば物クレームをプロダクトバイプロセスで表現した場合（No.7）
- ④ 分割出願と親出願が完全同一の場合（No.1）
上述のとおり、実質同一の分割出願を特許化できないために、フロントランナーたる出願人の保護強化を図ることができない点は問題である。この実質同一の分割出願の許容性について

は、5.2章で検討する。

5. 提言

5.1 フロントランナーの保護と第三者の公平性

上述のとおり、現行の分割出願制度は、きめ細かくかつ広い権利取得、戦略的活用にも有効な制度である。一方で、拒絶査定後は分割出願するためだけに審判請求が必要であるなど手続面での不便さの問題もある。また、多面的なフロントランナー保護の観点では十分とはいえない。手続面については、国際調和の観点でも時

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

期的制限の緩和は一つの大きな課題といえよう。

一方、あまりにフロントランナー保護を重視しすぎると、第三者との公平性に問題が生じ得る。例えば、実質同一発明の分割を認めると、ライセンス条件を有利にするなどの目的で特許の数を増やすことも可能になり、資金力のある出願人（権利者）を不当に有利なものとするおそれもある。したがって、特許権者の保護を厚くする制度は必要であるが、同時に、権利の濫用を防止する施策も必要である。

このような観点から、以下のとおり各種の提言を行う。

5. 2 実質同一発明の分割出願の許容性

発明の実質同一を理由として、特許法第39条第2項の規定違反で拒絶になるのは4. 3章で述べたとおり、①新たな効果を有しない周知、慣用事項の削除、②新たな効果を有しない周知、慣用事項の追加、③カテゴリー表現上の差異の場合である。

たしかに、親出願の発明に対して新たな効果を有しない周知、慣用事項を削除または追加した発明からなる分割出願の権利化を認めた場合（①②の場合）、分割出願の発明と親出願の発明との区別ができないこととなり、ダブルパテントとなる。本来、不必要な構成要件は出願当初から記載すべきではなく、国内優先権制度、補正制度などを利用して見直しておくべきである。

また、物を製造する方法に特徴のある発明について出願を行った後に、プロダクトバイプロセスで表現した物クレームについて分割出願を行った場合（③の場合）は、ケースバイケースの面もあるが、親出願には実質的に「物」としての開示がない以上、分割出願を認めるべきではない。係る「物」のクレームを権利取得したい場合、「物」を特定できるデータについて国内優先権制度を利用して追加するか、当該デー

タを加えて公開前に別出願すべきであり、このような例を認めると権利者の過剰な保護となる。

さらに、親出願後でも当初明細書などに記載されている範囲内で補正によるクレームアップの機会はある（特許法第17条の2）ので、出願人が特別不利になるとは考え難く、実質同一発明の分割出願を認める必要はないとも考えられる。

しかしながら、実質同一の発明と認定されたために実質同一発明の特許権が複数併存することによる問題点は、併存された複数の特許権を実質的に一つの特許権として取り扱う制度を設けることで解決することも可能である。

例えば、①分割出願と親出願の特許権の行使は同時に行う、②分割出願と親出願の各特許権の分離移転は禁止する、③分割出願の特許権と親出願の特許権のいずれかが消滅した場合は他の特許権も消滅したとみなすなど、第三者との公平性の観点を考慮した新たな制度を設けることで解決することができる。

このような制度を設ければ、ライセンス交渉や権利行使の局面で、資金力のある権利者が不当に有利になることもなく、第三者との公平性も保てると考えられる。

また、出願人（権利者）の立場からみると、親出願の当初明細書に記載されていた範囲内で、①不必要な構成要件の削除、②別カテゴリーへの変更（例えば、製造方法クレームのみで出願した場合に物クレームを分割出願する）、③より権利範囲の広いカテゴリーの追加となる実質同一の発明を分割出願で権利化できれば、隙間がなく、かつ、漏れのない包括的な権利を確実に取得することが可能となり、親出願の当初明細書などに開示されていた発明が保護、強化されることとなる。このような保護強化策が基本発明を創造しやすく、かつ、基本特許を取得しやすくする土壌造りにつながり、ひいては

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

知財立国にふさわしい法制度となるものと考えられる。また、出願人がフロントランナーであるときの保護強化を図ろうと考えた場合、親の出願時における明細書の記載が完全ではない場合があることから、実質同一発明の分割出願を認めることは有意義である。また、実質同一発明の分割出願を認めることで特許の件数を増やすことにより、権利者はライセンス交渉を有利に進めることもできる。

上述のとおり、フロントランナーの保護強化の立場からすると、実質同一発明の分割出願の特許化を認めることは大きな意味がある。したがって、第三者との公平性の観点を考慮した新たな制度の併設と合わせて考えれば、実質同一発明の分割出願を認めることについて、十分に検討の余地があると考えられる。

5.3 重複放棄宣言制度の提案

(1) 問題の所在

前述した特許戦略WGの「補正制度及び分割出願制度の見直しの方向性について」と題した報告書において、「CIP制度の導入」、「分割出願での実質同一発明の特許化」等がフロントランナー保護に資する施策として議論されている。一方、監視負担の増加等、第三者に及ぼす悪影響、制度の国際調和等の観点から慎重に検討すべきことも議論されている。そこで、監視負担の増加等、第三者に及ぼす悪影響、制度の国際調和等において問題が少なく、既存の諸制度にも適合させやすく簡易な、フロントランナーのための戦略的権利取得支援制度を提案する。

(2) フロントランナー保護効果の検討

この提案にあたり、まず「CIP制度」、「実質同一発明の特許化」におけるフロントランナー保護効果について検討する。

「CIP制度」については、「漏れのない包括的

な権利取得」、「親出願の実施可能要件についての判断省略」の二つの効果があり、他方、「実質同一発明の特許化」については、「漏れのない包括的な権利取得」の効果があると考えられる。

まず、「漏れのない包括的な権利取得」について考えると、CIP制度を利用すれば、親出願とCIP出願に含まれるすべての発明をまとめて一つの広い発明として包括的に権利を取得することができるという利点がある。しかしながら、CIP制度がない場合には、国内優先権制度を利用できる1年間を過ぎると、後の出願で加わる発明と先の出願の発明とを別々に権利化する必要が出てくる、また、電機系および機械系の発明では、化学系発明で汎用される「除くクレーム」が通常利用されないため、CIP出願に係る発明の権利範囲と同一の発明の権利範囲を2件の特許でカバーすることは困難であり、2件の特許の間に空隙が生じ得るといった問題点がある。また、「実質同一発明の特許化」についても同様の問題点がある。

一方、「親出願の実施可能要件についての判断省略」について、親の出願が実施可能要件違反と判断される可能性があって、後から実験データが加わる場合を例にとって考える。CIP制度があれば、親出願とCIP出願との間における先行文献を審査官が見出さない限り、親出願に記載された発明の範囲で実施可能要件が判断されることはない。他方、CIP制度がなく、かつ、国内優先権制度を利用できる期間が過ぎた場合、出願人はまず先の出願について権利化を図り、そこで実施可能要件が判断されることになる。ここで、もし審査では先の出願について実施可能要件が認められ、登録後、無効審判で実施可能要件を満たさないと判断された場合は、後の出願はすでに先の出願に係る特許の存在によって特許法第39条違反として拒絶されるために権利化を図ることができない。また、逆に先

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の出願についての実施可能要件が審査で拒絶されてしまったが、これに対して大して反論せずに後の出願について権利化を図り、登録後、後の出願に係る権利に対する無効審判で両出願の間における先行文献が引用されて特許無効と判断された場合は、先の出願はすでに拒絶が確定しているためにこれも権利化を図ることができない。

(3) 重複放棄宣言制度の提案

前述の両制度のフロントランナー保護効果を保有する制度につき検討した結果、先願と後願との間、または親出願と分割出願との間で、一方において他方と重複する発明の範囲について権利放棄を宣言するという簡単な方法で、これらの効果をほぼ達成できるのではないかと考えた。

すなわち、重複する発明の範囲のうち、一方の発明範囲を放棄すれば特許法第39条等のダブルパテント違反の問題はなくなり、また重複する発明の範囲を除く形式で権利化を図るため、両特許の間に権利の空隙を作らずに広い範囲について包括的に発明の権利化を図ることができると考えた。

具体的な権利放棄の宣言方法は、下記に示すように、「特許請求の範囲」という書類名の中に、「重複放棄宣言」の項目を設けて、その項目に特定の先行特許の特許番号を記載する方法である。このような記載が行われた場合、先行特許と重複する発明範囲部分は当該特許範囲から自動的に除かれると取り扱うものである。

【書類名】	特許請求の範囲
【請求項1】	××
【重複放棄宣言】	特許○○号

この重複放棄宣言で放棄される重複する発明の範囲であるが、先行特許の特許登録時におけるクレームの全範囲に固定しても一定の効果は

あるが、さらに一步進んで、先行特許の発明の範囲がもしも無効審決、訂正審決等で遡及的に変更されることがあった場合には重複する発明の範囲も遡及的に変更されることにすれば、フロントランナーの十分な保護が達成されると考える。上述のように先の出願が実施可能要件を満足するか否か不確実な場合において、登録後に、無効審判で実施可能要件を満たさないとして特許無効とされても、後の特許が先の特許に代わって重複する発明の範囲を引き続き保護することになるからである。

これを仮想事例で説明する。先の特許（クレームがげっ歯類遺伝子で、実施例がマウス遺伝子のみ）と後の特許（クレームが哺乳類遺伝子 [重複範囲放棄] で、実施例がマウス遺伝子、ヒト遺伝子）とがあるとする。先の特許が実施可能要件違反の理由で無効審判請求され、訂正の請求でクレームがマウス遺伝子に訂正されれば、後の特許はマウス遺伝子のみを除く哺乳類遺伝子に広がり、先の特許に代わって、げっ歯類遺伝子をカバーすることになる（図6参照）。

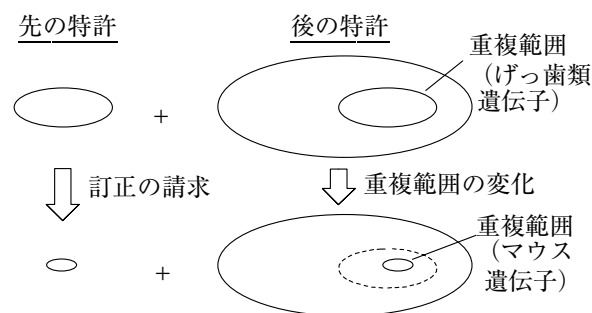


図6 先の特許の権利範囲が狭まった場合の重複放棄宣言制度利用による後の特許の権利範囲

このとき、第36条等の拒絶理由通知に係る審査の対象は、重複範囲を排除しないクレーム記載の発明全体とすべきである。また、後の特許の権利範囲が重複範囲より狭く、重複範囲を除くと何も残らなくても、特許すべきである。というのも、重複範囲が遡及的に変化するからで

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ある。

重複範囲を放棄する対象の特許であるが、同一特許権者のものに限定しないことも可能である。この場合、他人の先願特許との重複範囲を放棄して特許化した後、当該先願特許を無効とすることで、自らの特許を拡大することも可能となる。また同一特許権者に限定した場合は、米国のターミナルディスクレームと同様、特許が存続している限り移転の制限をするなどの施策が必要で、管理が複雑になるが、他人の特許に対する重複範囲放棄が可能であればそのような施策は不要である。しかし、そこまで拡張すると、フロントランナーよりむしろセカンドランナーを手厚く保護することになりかねない。また、第三者の監視負担は増加するおそれがある。

(4) 制度を創設する際に検討すべき課題

本制度を創設する際に検討すべき課題の一つは第三者への不利益に対する考慮である。

本制度は、第三者にとって特許2件の特許無効化を図る必要がある。すなわち、第三者にとって問題となる先の特許を無効としても、先の特許の無効に伴い、後の特許の権利範囲が重複範囲を含んで広がることとなるため、後の特許も特許無効を図らなければならない。先の特許の無効理由が新規性、進歩性等であれば、後の特許も同じ理由で容易に特許無効にできるが、手続はそれぞれ必要である。また、実施可能要件違反等を無効理由とするのであれば、後の特許について特許無効とするのは容易とはいえない。さらに、先の特許のみしか特許無効とすることができなかつた場合には、重複範囲の権利期間が延長されるという事態も考えられる。

このように、フロントランナーの保護強化のためには、このような制度は有効と考えられるが、他国に例のない制度であり、上述の問題のほか、国際調和の問題も残るために、本制度を

創設する際にはこのような点が検討すべき課題となる。

5. 4 制度の国際調和の観点からの提言

日本企業のビジネスは今や国内に留まらず国境を越えてグローバル化している現状を鑑みると、企業の技術開発の成果物を戦略的に特許等により世界規模で早期かつ同時期に適切な形で保護、取得する必要がある。そのためには、分割出願制度を含め、国内の特許制度と諸外国の特許制度が調和するように制度改正されることが強く望まれている。

特に分割出願の時期的な制限や特許査定後の分割出願の可否について他の主要国の制度と比較すると、先に述べたように、日本の分割出願制度は欧米の分割出願制度に比べ、自由度がかなり低い。グローバルに特許取得を図りそれを管理する上での国際調和の観点からみれば、日本においても欧米の分割出願制度の場合と同様に、親出願が特許庁に係属している期間内であればいつでも分割出願を可能とし、かつ特許査定後でも分割出願を可能とする制度設計を行うことを強く提言する。

このような制度設計とすれば、分割出願の時期および内容の判断を国際的に同期して行えるなど、日本企業における出願管理上の利点も大きく期待することができることとなる。また、係る分割出願制度の制度設計は、日本の特許制度を参考にして法改正を行っている韓国に対しても好影響を与えることになる。日本、韓国がともに、親出願が特許庁に係属している期間内であればいつでも分割出願を可能とし、かつ特許査定後でも分割出願を可能とする法改正を行うことになれば、欧米の主要国の分割出願制度との調和のみならず、日本、韓国も含む、制度の国際調和をより一層推進することができることとなる。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

5. 5 分割出願の審査手法に関する提言

(1) 早期審査の対象への分割出願の追加

拒絶理由通知を受けたとき、メインクレームを限定する必要が生じ、その結果、サブクレーム同士が単一性を満たさない独立クレームとなったために分割出願を行う場合がある。通常このような出願は親出願の出願時から数年経過しているが、分割出願の権利化を急ぎたくても、通常出願と同等に審査の順番を待つことになる。

平成16年に改訂された「早期審査・審理ガイドライン」によれば、「実施関連出願」や「外国関連出願」は、早期審査の対象となる出願として早期審査を受けることが可能だが、同ガイドラインにおいても、分割出願は早期審査の対象とはなっておらず、先行技術の開示、対比も免除されない。しかし、このケースでは分割出願のクレームは一度審査されていて、特許庁で先行技術調査済みである。また、親出願の審査から数年を経て再度審査されるのでは非効率であり、全体の審査遅延にもつながる。

そこで、「分割出願」を早期審査の対象となる出願に加えることを提言する。また、本制度緩和に併せて早期審査請求の手續の簡略化を可能とし、親出願の出願番号の記載により、請求理由、調査結果、先行技術の記載を省略することができ、特許性についてのみ意見を述べることを可能とする運用を提案する。

(2) 同一審査官による連携審査制度の創設

現在、分割出願を行った場合、親出願を審査した審査官と審査官が異なる場合が多く、親出願における審査サーチを効果的に分割出願で活用することができないという問題点がある。

そこで、分割出願の審査は親出願を審査した審査官に担当させる連携制度を提案する。このような連携制度を創設すれば、分割出願の早期権利化とフロントランナー技術の保護促進とが

可能となるばかりでなく、出願審査の効率の向上につながると考える。

6. おわりに

本稿では、フロントランナーの保護と国際調和の観点を中心に、新分割出願制度について検討した。フロントランナーの保護強化策は基本発明を創造しやすく、かつ、基本特許を取得しやすくする土壌造りにつながり、ひいては知財立国を標榜する我が国として必要な施策である。また、事業のグローバル化に伴い、グローバルに特許の権利が必要となるため、制度の国際調和もぜひとも必要である。したがって、分割出願の時期的制限は、早期に緩和されることを強く希望する。

本稿により、フロントランナーの戦略的、多面的な権利取得支援、制度の国際調和を目的とする制度の構築を考えるにあたり、少しでも役に立てば幸いである。

注 記

- 1) 産業構造審議会 知的財産政策部会特許制度小委員会 特許戦略計画関連問題ワーキンググループ、中間取りまとめ「世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けて」、2004
- 2) 産業構造審議会 知的財産政策部会特許制度小委員会 特許戦略計画関連問題ワーキンググループ、「補正制度及び分割出願制度の見直しの方向について」、pp.11～29 (2004)
- 3) 特許庁、出願の分割（産業別審査基準）、昭和52年5月、社団法人発明協会
- 4) 特許庁、出願の分割（一般審査基準・改訂）、昭和58年5月、社団法人発明協会
- 5) 大塚文昭、特許法通鑑「昭和34年特許法から最近の改正まで」（改訂・増補版）、pp.135～142 (1997)、社団法人発明協会
- 6) 吉藤幸朔・熊谷健一、特許法概説（第13版）、pp.348～350 (2001)、有斐閣
- 7) 特許庁、工業所有権法逐条解説（第16版）、pp.150～154 (2001)、社団法人発明協会
- 8) 橋本良郎、特許法（第2版）、pp.61～63 (2001)、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 社団法人発明協会
- 9) 三宅正雄, 特許法雑感 (改訂版), pp.165~168 (1982), 富士房
 - 10) 鈴木壮兵衛, 知財管理「分割出願の客体的要件についての考察」, Vol.51, No.1, pp.27~40 (2001), 日本知的財産協会
 - 11) 国際第1委員会, 米国特許をうまく取得する方法 (第3版), pp.76~78 (2003), 日本知的財産協会
 - 12) ヘンリー幸田, 米国特許法逐条解説 (第4版), pp.153~157 (2001), 社団法人発明協会
 - 13) Wilfried Stockmair, 安井 幸一, ドイツ知的所有権制度の解説, pp.54~55, 平成8年10月, 社団法人発明協会・Official Journal EPO, 2/2002, pp.112~113
 - 14) 欧州特許出願の分割出願の提出期限は規則51(4)の通知を受け, 欧州特許を付与しようとする本文(明細書・クレーム・図面)に対する同意するまで可能となっていたが, 2002年1月に新規則25条が発効し, 親出願が特許庁に係属中であれば特許公報が発行されるまで可能となった。国際第3委員会, 資料, 欧州特許を上手に取得する方法 (第2版), p.108 (2004), 日本知的財産協会
 - 15) 特許第1委員会第1小委員会, 知財管理「パリ条約の優先権制度と客体的有効範囲の取り扱い」, Vol.53, No.11, pp.1723~1738 (2003), 日本知的財産協会
 - 16) 特許第1委員会第1小委員会, 知財管理「一部継続出願制度の我が国への導入に関する提言」, Vol.54, No.10, pp.1427~1439 (2004), 日本知的財産協会
- 主要国の制度・法令情報などへのアクセス
- ・ Manual of Patent Examining Procedure (US)
<http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/mpep.htm>
 - ・ European Patent Convention (EPC)
<http://www.european-patent-office.org/legal/epc/e/ma1.html>
 - ・ Guidelines for examination in the EPO
http://www.european-patent-office.org/legal/gui_lines/pdf_2005/index.html
 - ・ 特許庁の外国産業財産権制度情報 (日本語訳)
<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/aippi/mokuji.htm>

(原稿受領日 2005年6月10日)

